

ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳（一部20歳まで）到達の年度末までの間にある児童を監護している母、監護し生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している方です。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父(母)が死亡した児童
- 3 父(母)が政令で定める程度の障がいにある児童
- 4 父(母)の生死が明らかでない児童
- 5 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで懐胎した児童

なお、母・父または養育者等の所得状況や養育者が公的年金給付を受けることができるなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。

ひとり親家庭医療費助成制度

対象となる方は、18歳到達の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭（母子・父子家庭）の親と18歳到達の年度末までにある児童または、父母がなく養育者に監護されている18歳到達の年度末までにある児童です。ただし、助成対象者の所得が一定額以上ある場合は、助成の対象外となります。

大分県母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭等の経済的自立を支援するために、無利子または低利子で各種資金を貸付けする制度です。資金ごとに貸付限度額・償還期限・年利など条件が異なります。申請時に必要な書類など、詳細についてはお問い合わせください。

母子家庭自立支援給付金

母子・父子家庭の就労のため雇用保険制度の定める指定教育訓練講座について、本人が支払った受講料の20%（4千円を超え10万円以下）を支給します。受講前に事前審査が必要ですので、詳細についてはお問い合わせください。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。
詳しくは、下記までおたずねください。

8月は児童扶養手当の現況届提出月です。福祉事務所から送付された書類をご確認のうえ、期日までに届け出を済ませてください。あわせて、ひとり親医療受給者証の更新（更新月は12月）の手続きもしますので、福祉事務所からの書類をご確認ください。

母子自立支援員に
ご相談ください

母子・父子家庭や寡婦の方が抱える日常生活や子育て、就業等に関する悩みの相談相手として、福祉事務所に母子自立支援相談員を配置しています。ひとりで悩まずどんなことでもご相談ください。お電話での相談も受け付けています。

福祉事務所 ☎ 0978-72-5164

【申請窓口・問い合わせ】

- ▶ 福祉事務所 家庭福祉係 ☎ 0978-72-5164
- ▶ 国見総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎ 0978-82-1112
- ▶ 武蔵総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎ 0978-68-1112
- ▶ 安岐総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎ 0978-67-1114

